

西東京市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発及び支援策の拡充を行う。

2. 位置付け

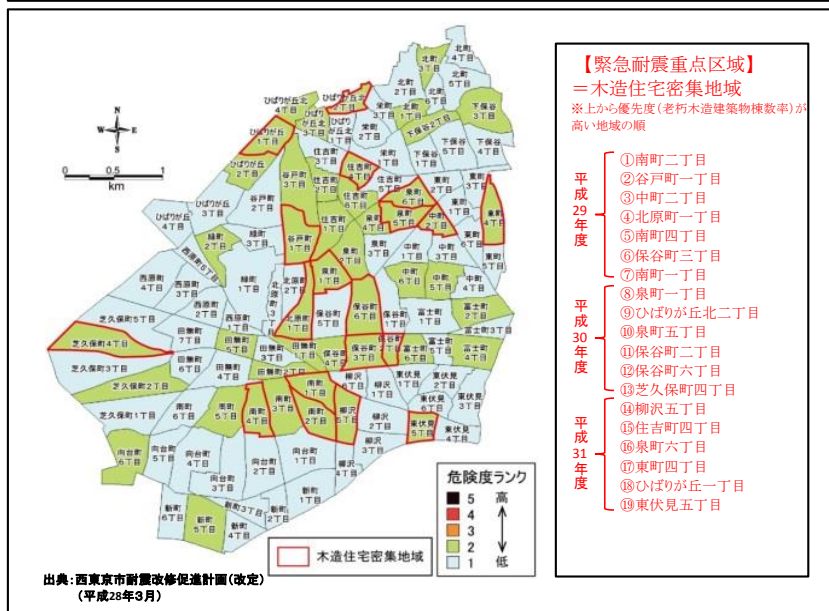
西東京市耐震改修促進計画(平成28年3月)の重点的に取り組むべき施策に基づき、本アクションプログラムを策定する。

3. 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、防災都市づくり推進計画(平成28年3月 東京都)で木造住宅密集地域として抽出された下記の区域とする。

緊急耐震重点区域

○対象住宅 … 昭和56年5月以前に建築された住宅(木造戸建住宅、分譲マンション)



4. 取組期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間 : 平成29年度 ~ 平成33年度 (5年間)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
AP作成						
戸別訪問						
助成拡充 [※]						

※助成制度の拡充対象となる事業は、以下の要件を満たす必要がある。
 ・木造住宅耐震改修助成 … 平成33年度末までに耐震改修が完了するもの。
 ・分譲マンション耐震改修助成 … 平成32年度末までに耐震改修に着手するもの。

5. 戸別訪問の実施

戸別訪問は、老朽木造建築物棟数率の高い地域から順に3ヶ年かけて、下記のとおり行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・助成制度を説明する。
- 不在の場合は、資料をポストに投函する。
- 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)を記録・整理する。

6. 耐震化に対する支援策の拡充

本プログラムで定めた緊急耐震重点区域及び取組期間において、下記助成事業の助成金額に1戸当たり30万円を加算する。

- 木造住宅耐震改修等助成
- 分譲マンション耐震改修助成

7. その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- 広報誌、市のホームページによる周知
- 無料相談会の実施
- 窓口での住宅耐震啓発活動
- 耐震フェア開催による住宅耐震啓発活動

8. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、国及び都と連携して活動に取り組む。

9. 実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・無料相談会実績・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、市のホームページにて公表する。